別表第2(第6条関係)

行政職給料表級別基準職務表行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務			
1級	・主事及び書記の職務			
	・技師、保健師、教諭、保育士及び栄養士(以下「技師等」という。)の職務			
	・主事補、書記補及び技師補の職務			
2級	・高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する主事、書記及び技師等の職務			
3級	・係長、出張所長及び園長の職務			
	・主任の職務			
	・職務の複雑、困難及び責任の度が係長又は主任と同程度と認める書記の職務			
	・職務の複雑、困難及び責任の度が主任と同程度と認める技師等の職務			
	・課長補佐、事務局次長、会計室長及び指導主事(以下「課長補佐等」という。)の職務			
4級	・主査の職務			
	・職務の複雑、困難及び責任の度が主査と同程度と認める書記の職務			
5級	・課長、会計管理者、事務局長及び主幹(以下「課長等」という。)の職務			
	・高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する課長補佐等の職務			
6級	・高度の知識経験に基づき、重要かつ困難な職務を統括する課長等の職務			

等級及び職務制度上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在) 行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(人)	(%)
1級	・主事及び書記の職務	24	10.8	20	9
	・技師、保健師、教諭、保育士及び栄養士(以下「技師等」という。)の職務			2	0.9
	・主事補、書記補及び技師補の職務			2	0.9
2級	・高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する主事、書記及び技師等の職務	21	9.4	21	9.4
3級	・係長、出張所長及び園長の職務	102	45.7	12	5.4
	・主任の職務			85	38.1
	・職務の複雑、困難及び責任の度が係長又は主任と同程度と認める書記の職務			1	0.4
	・職務の複雑、困難及び責任の度が主任と同程度と認める技師等の職務			4	1.8
4級	・課長補佐、事務局次長、会計室長及び指導主事(以下「課長補佐等」という。)の職務	57	25.6	10	4.5
	・主査の職務			45	20.2
	・職務の複雑、困難及び責任の度が主査と同程度と認める書記の職務			2	0.9
5級	・課長、会計管理者、事務局長及び主幹(以下「課長等」という。)の職務	16	7.2	16	7.2
6級	・高度の知識経験に基づき、重要かつ困難な職務を統括する課長等の職務	3	1.3	3	1.3
	合計	223	100.00		